

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

岩出市長 中芝 正幸
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等
(通所支援)の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩出保健所管内においても新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各障害福祉サービス事業所の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、感染症対策マニュアル等に基づき取り組んでいただいているところかと存じます。

つきましては、令和2年3月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」において障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっているところです。

このことから、本市における障害福祉サービス事業等(通所支援)において、在宅でのサービス提供(支援)を行う際に、当面の間、別に定める届出書及び報告書を提出することで報酬算定の対象とする取扱いとします。

つきましては、当該事業所におかれましては、在宅支援開始前に別添の届出書(様式1)を、在宅支援を行った月毎に報告書(様式2)の提出をお願いします。

なお、本取扱いは、当面の間の適用とすることとし、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせいたします。

お問い合わせ

岩出市生活福祉部地域福祉課障害福祉係

TEL 0736-62-2141 (内線 320~324)